

進行原稿

令和7年度

第9回定例農業委員会会議録

令和7年12月17日 開催

令和7年12月17日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第9回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第12号

令和7年度 第9回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年12月17日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年12月17日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年12月17日 午後1時30分

閉会 令和7年12月17日 午後2時00分 (会期1日)

第1日目 (12月17日)

出席委員 名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二			17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀	13番	福家 範行		
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

議事録署名委員

12番 丸尾 説男 委員、 13番 福家 範行 委員

欠席 10番 金滝 耕治 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長代理 葛西 謙一 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 7 年 12 月 17 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画による設定について（特例事業）
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和7年12月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第9回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は10番 金滝 耕治 委員 です。

よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、12番 丸尾 説男（まるお せつお）委員

13番 福家 範行（ふけ のりゆき）委員

を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。農地法3条は農地の所有権の移転や権利の設定・移転に関する審査となっております。今月は6件です。

議案第1号-1

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 24万6千円
申請地： ██████████ 田 1,268㎡ 外1筆 合計 2,460㎡
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲受人はイチゴの作付けで農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者であり、申請地は現在譲受人が借り受けて作付けしている農地です。この度、両者の間で貸付地を売買する旨の話がまとまったため、本申請に至ったものです。

なお、報告第1号で説明いたしますが、本申請地は香川県農地機構を通じた貸借権の設定がされておりましたが、本申請に関する売買を目的として合意解約が成立しております。

譲受人の経営面積は自作地が1,463.47㎡、借入地が7,435㎡、合計8,898.47㎡あり、所有農地は全て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、現在と同じくイチゴの作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は10年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、耕運機が1台、動力噴霧器が2台あります。

現在と同じくイチゴの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から3km、車で5分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 50万円
申請地： ██████████ 田 868㎡ 外4筆 合計 2,978㎡
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢であることから農地の管理に苦慮し手放すことを検討していたところ、近隣で農業を営む譲受人が申請地を引き受けることで話がまとまったため、本申請

に至ったものです。

譲受人の経営面積は自作地が 25,661 m²あり、所有農地は全て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻、野菜の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は 35 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機が各 1 台、軽トラックが 2 台、農舎が 100 m²あります。

水稻、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から 1 km、車で 5 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 20 万円

申請地： [REDACTED] 田 1,248 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住することから農地の管理に苦慮し手放すことを検討していたところ、近隣に居住する譲受人が申請地を引き受けることで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はなく農作業歴もないものの、トラクターを 1 台リース予定である他、草刈機 3 台、軽トラック 1 台を所有しており、農作業の従事予定日数は 150 日であり、自宅からも非常に近い距離にあることから管理は可能なものと考えられます。

取得後の営農計画としては、鉢植えでのブルーベリーを予定しております。

鉢植えでのブルーベリーの計画であり、農薬等の散布時は周辺作物への影響が出ないよう気を付けることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から 0.2 km、車で 1 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 50 万円

申請地： [REDACTED] 田 799 m² 外 3 筆 合計 4,059 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

造成 : 花崗土による盛土 なし 切土 なし
コンクリート擁壁設置 なし 法面 なし
雨水 : 集水柵を設置し、[REDACTED]へ放流
汚水 : なし
他法令許可 : 該当なし
水利 : [REDACTED]水利組合
隣接同意 : 該当なし
始末書 : あり

申請人の父親が[REDACTED]頃、町道からの進入路を設けるために自宅の北側を造成しましたが、転用申請や登記地目の変更までには至っていませんでしたので今回申請に至りました。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われま

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第3号現況証明について、説明します。今月は4件です。

議案第3号-1

地図・写真 : [REDACTED] 図面番号 非農地-1
申請地 : [REDACTED] 畑 912 m² 外 筆 合計 912 m²
現況地目 : 山林原野
利用状況 : 山林
申請人 : [REDACTED]

[REDACTED]に土地所有が高齢のため管理が出来なくなり、現在は山林の様相を呈しております。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたしました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

滝川委員

議案第3号-1について登記地目が山林となっているが現況証明がなぜ必要になるのか。

事務局

登記地目は山林だが、現況地目及び課税地目が畑となっているため農地法上の制限を受ける土地となっていたためです。

議長

議案第3号につきまして、他に質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号についてですが、案件第12号に [REDACTED] に関する案件が含まれていますので、審議の間、[REDACTED] はご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号の案件第12号について、説明します。

案件第12号

所在 : [REDACTED] 田 1,478 m²

利用権 : 貸借権

貸付人 : [REDACTED]

借受人 : [REDACTED]

転貸人 : [REDACTED]

利用目的 : 水稻

賃料 : 年間10a当り5,000円

期間 : R8.2.1~R14.1.31 (6年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第12号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第12号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。■■■■■は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 23 合計 31,369 m²

新規契約： 4～5、7～11、13～21 番 16 件 17,852 m²

更新契約： 1～3、6 番 4 件 11,273 m²

移転・再貸付契約： 22～24 番 3 件 2,244 m²

貸付先としましては、1番を■■■■■氏へ、2番を■■■■■へ、3番を■■■■■氏へ、4～6番を■■■■■へ、7～8番を■■■■■氏へ、9～11番を■■■■■氏へ、13番を■■■■■氏へ、14～15番を■■■■■氏へ、16番を■■■■■氏へ、17～21番を■■■■■氏へ、22～24番を■■■■■氏へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

続きまして、議案第5号について説明します。

こちらは香川県農地機構による特例事業によって農地の所有権移転をしようとするものです。農地機構がいったん買入れ、規模拡大を志向する認定農業者に対して農地の売渡を行うもので、先月は土地所有者から農地機構への所有権移転について審議しましたが、今月は農地機構から認定農業者への所有権移転についてです。

所在 : ■■■■■ 田 1,228 m²

譲渡人 : [REDACTED]
借受人 : [REDACTED]
権利の移転日 : 令和8年1月30日
売買価格 : 311,605円

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第5号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願ひます。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。今回は、更新2件の申請がありました。案件第1号から順に、説明します。

議案第6号-1（更新）

申請者 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
生年月日 : [REDACTED]
目標所得 : 370万円
年間労働時間 : 2,000時間

連作を基本として出来るだけ同じ管理を同じ圃場で行うことで省力化する。

高性能機械を導入して合理化に努める。作業的には年中休みがないのは確定しているので雇用を活用したいが、フルタイムはまだ作業的にも金銭的に十分ではないため、臨時雇用を活用して労働力を確保する。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

議案第6号-2（更新）

申請者 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
設立年月日 : [REDACTED]
目標所得 : 500万円
年間労働時間 : 2,000時間

人員不足を生じているため、シルバーなどを有効活用し作業委託を行い、労働時間の短縮を図る。

本案件の解約後は別の農業者へ貸し付けることとなっており、新たな貸借については先月の議案で審議済みです。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 922 m²

解約日：令和 7 年 11 月 30 日

耕作目的による解約で、離作補償はありません。なお、本案件についても土地所有者と農地機構の契約の解除で、農地機構と従前の耕作者との契約はすでに解除済みです。

同じく、新たな貸借については先月の議案で審議済みです。

報告 1-4

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,743 m²

解約日：令和 7 年 11 月 30 日

耕作目的による解約で、離作補償はありません。

続きまして、案件第 5 号から第 6 号は同一人に関する案件ですので一括で説明いたします。

報告 1-5~6

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 801 m² 外 5 筆 合計 4,399 m²

解約日：令和 7 年 11 月 25 日

耕作目的による解約で、離作補償はありません。

報告 1-7

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,268 m²外 1 筆 合計 2,460 m²

解約日：令和 7 年 11 月 30 日

売買目的による解約で、離作補償はありません。なお、売買については今月の議案第 1 号において審議しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第 4 号の第 12 号を除く、第 1 号議案から第 7 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 9 回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2 時

閉会